

# 公立大学法人公立小松大学定款

## 目次

- 第1章 総則（第1条－第7条）
- 第2章 法人の組織
  - 第1節 役員（第8条－第13条）
  - 第2節 理事会（第14条－第17条）
- 第3章 審議機関
  - 第1節 経営審議会（第18条－第21条）
  - 第2節 教育研究審議会（第22条－第25条）
- 第4章 業務の範囲及び執行（第26条・第27条）
- 第5章 資本金等（第28条・第29条）
- 第6章 委任（第30条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この公立大学法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、大学を設置し、管理することにより、南加賀における教育研究の中心として、幅広い知識と深い専門の学術を教授研究し、地域と世界で活躍する人間性豊かな人材の育成を図るとともに、成果の還元に努め、広く社会の発展に寄与することを目的とする。

#### （名称）

第2条 この公立大学法人の名称は、公立大学法人公立小松大学（以下「法人」という。）とする。

#### （大学の設置）

第3条 法人は、第1条の目的を達成するため、公立小松大学（以下「大学」という。）を小松市に設置する。

#### （設立団体）

第4条 法人の設立団体は、小松市とする。

#### （事務所の所在地）

第5条 法人は、事務所を小松市に置く。

#### （法人の種別）

第6条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

(公告)

第7条 法人の公告は、小松市掲示場に掲示して行う。

## 第2章 法人の組織

### 第1節 役員

(定数)

第8条 法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 2人以内
- (3) 理事 5人以内
- (4) 監事 2人以内

(職務及び権限)

第9条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長は、第17条各号に掲げる事項について決定しようとするときは、第14条第1項に規定する理事会の議を経るものとする。
- 3 副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理する。
- 4 副理事長は、理事長があらかじめ定めた順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 5 理事は、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。
- 6 理事は、理事長があらかじめ定めた順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 7 監事は、法人の業務を監査する。この場合において、監事は、小松市の規則で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。
- 8 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 9 監事は、法人が次に掲げる書類を小松市長（以下「市長」という。）に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。
  - (1) 法の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類
  - (2) その他小松市の規則で定める書類
- 10 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は市長に意見を提出することができる。

(理事長及び副理事長の任命)

第10条 理事長は、市長が任命する。

2 副理事長は、理事長が任命する。

(学長の任命)

第11条 大学の学長（以下「学長」という。）は、理事長と別に任命するものとする。

2 学長の選考を行うため、学長選考会議（以下この節において「選考会議」という。）を置く。

3 学長は、選考会議の選考に基づき、理事長が任命する。

4 前項の規定により任命された学長は、前条第2項の規定にかかわらず、副理事長となるものとする。

5 選考会議は、次に掲げる委員各3人をもって構成する。

(1) 第18条第1項に規定する経営審議会を構成する者（学長である副理事長を除く。）のうちから、当該経営審議会において選出された者

(2) 第22条第1項に規定する教育研究審議会を構成する者（学長を除く。）のうちから、当該教育研究審議会において選出された者

6 前項第1号の委員には、次条第2項に規定する者が含まれるようにするものとする。

7 選考会議に議長を置き、第5項各号の委員の互選によりこれを定める。

8 議長は、選考会議を主宰する。

9 前4項に定めるもののほか、選考会議に関し必要な事項は、議長が選考会議に諮って定める。

(理事及び監事の任命)

第12条 理事は、理事長が任命する。

2 理事長は、理事を任命するに当たっては、その任命の際現に法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。

3 監事は、市長が任命する。

(役員任期)

第13条 理事長の任期は、4年とする。

2 副理事長の任期は、2年とする。ただし、学長である副理事長の任期は、学長の任期によるものとする。

3 理事の任期は、2年とする。

- 4 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての法第34条第1項に規定する財務諸表の承認の日までとする。
- 5 役員が欠けた場合における補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 役員は、再任されることができる。この場合において、理事がその最初の任命の際現に法人の役員又は職員でなかったときの前条第2項の規定の適用については、その再任の際に法人の役員又は職員でない者とみなす。

## 第2節 理事会

(設置及び構成)

第14条 法人の運営に関する重要事項を審議するため、理事会を置く。

- 2 理事会は、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

(招集)

第15条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、副理事長、理事又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(議事)

第16条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 議長は、理事会を主宰する。
- 3 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(議決事項)

第17条 次に掲げる事項は、理事会の議を経なければならない。

- (1) 中期目標についての意見（法第78条第3項の規定により法人が市長に対し述べる意見をいう。以下同じ。）、中期計画（法第26条第1項の規定により法人が作成する計画をいう。以下同じ。）及び年度計画（法第27条第1項の規定により法人が定める計画をいう。以下同じ。）に関する事項
- (2) 法の規定により市長の認可又は承認を受けなければならない事項
- (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (4) 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) その他理事会が定める重要事項

## 第3章 審議機関

## 第1節 経営審議会

### (設置及び構成)

第18条 法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営審議会（以下この節において「経営審議会」という。）を置く。

2 経営審議会は、次に掲げる委員（以下この節において「委員」という。）10人以上をもって構成する。

(1) 理事長

(2) 副理事長

(3) 理事長が指名する理事又は職員

(4) 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するものうちから、理事長が任命する者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、役員である委員については、当該役員の任期とする。

4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

### (招集)

第19条 経営審議会は、理事長が招集する。

2 理事長は、委員（理事長を除く。）の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、経営審議会を招集しなければならない。

### (議事)

第20条 経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、経営審議会を主宰する。

3 経営審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 経営審議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (審議事項)

第21条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 中期目標についての意見、中期計画及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの

(2) 法の規定により市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、法人の経営に関するもの

(3) 学則（法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び

退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項

- (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (5) 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (6) 職員の定数その他の人事の方針に関する事項
- (7) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (8) その他法人の経営に関する重要事項

## 第2節 教育研究審議会

(設置及び構成)

第22条 大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究審議会

(以下この節において「教育研究審議会」という。)を置く。

2 教育研究審議会は、次に掲げる委員(以下この節において「委員」という。)14人以内をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長を置くときは、副学長
- (3) 学部長
- (4) 教育研究上の重要な組織の長のうち、学長が指名する者
- (5) その他学長が指名する者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、前項第1号から第4号までに掲げる委員については、当該職にある期間とする。

4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(招集)

第23条 教育研究審議会は、学長が招集する。

2 学長は、委員(学長を除く。)の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、教育研究審議회를招集しなければならない。

(議事)

第24条 教育研究審議会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、教育研究審議회를主宰する。

3 教育研究審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 教育研究審議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議

長の決するところによる。

(審議事項)

第25条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見、中期計画及び年度計画に関する事項のうち、教育研究に関するもの
- (2) 法の規定により市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、教育研究に関するもの
- (3) 学則（教育研究に関する部分に限る。）その他の教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (4) 教員の人事に関する事項
- (5) 教育課程の編成方針に関する事項
- (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (7) 学生の入学、卒業その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (9) その他大学の教育研究に関する重要事項

#### 第4章 業務の範囲及び執行

(業務の範囲)

第26条 法人は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 大学を設置し、これを運営すること。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 法人以外の者からの委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動及び社会貢献活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- (5) 大学における教育研究の成果を発信し、その活用を促進すること。
- (6) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第27条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

#### 第5章 資本金等

(資本金)

第28条 法人の資本金については、別表に掲げる資産を小松市が出資するものとし、当該資本金の額は、当該資産について、出資の日における時価を基準として小松市が評価した価額の合計額とする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第29条 法人は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを小松市に帰属させる。

## 第6章 委任

(規程への委任)

第30条 法人の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の規程の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、法人の成立の日から施行する。  
(最初の学長の任命に関する特例等)
- 2 第11条第3項の規定にかかわらず、大学の設置後最初の学長の任命は、学長選考会議の選考に基づくことを要しないものとし、理事長が行う。
- 3 前項の規定により任命された学長は、第10条第2項の規定にかかわらず、副理事長となるものとする。
- 4 第13条第2項ただし書の規定にかかわらず、大学の設置後最初の学長となる副理事長の任期は、4年とする。

附 則

この定款は、令和2年4月1日から施行する。

別表 (第28条関係)

### 1 土地

所在地	地目	面積 (単位：㎡)
小松市四丁町又1番3	学校用地	19,623
小松市四丁町又1番10	学校用地	41
小松市四丁町又1番11	学校用地	58
小松市四丁町リ1番7	学校用地	2,104

小松市四丁町リ 1 番16	学校用地	40
小松市四丁町ル 1 番 1	学校用地	9,064
小松市四丁町ル 1 番 5	学校用地	58
小松市四丁町ル 1 番 6	学校用地	129
小松市月津町か1 0 7番	学校用地	23
小松市月津町か1 0 9番	学校用地	761
小松市月津町ヲ93番 1	学校用地	1,287
計		33,188

## 2 建物

所在地	名称	構造	延床面積 (単位：㎡)	備考
小松市四丁町又 1 番地 3、1 番地 10、1 番地 11	校舎	鉄筋コンクリート造 亜鉛メッキ鋼板葺 3 階建	6,056.21	
小松市四丁町リ 1 番地 7、1 番地 16	体育館	鉄筋コンクリート造 亜鉛メッキ鋼板葺平 家建	1,141.44	(附属建物)
小松市四丁町ル 1 番地 1、1 番地 5	車庫	鉄骨造亜鉛メッキ鋼 板葺平家建	42.25	(附属建物)
小松市月津町か1 0 9番地	クラブ室	鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建	204.61	(附属建物)
小松市月津町か1 0 9番地	教室	鉄骨造亜鉛メッキ鋼 板葺平家建	384.38	(附属建物)
小松市四丁町又 1 番地	寄宿舎	鉄筋コンクリート造 陸屋根 4 階建	1,434.57	

3				
小松市向本 折町へ14番 地1	校舎	鉄筋コンクリート造 陸屋根3階建	2,548.54	
小松市向本 折町へ14番 地1、14番 地4	渡り廊下	鉄骨造	143.70	
小松市向本 折町ト48番 地、63番地 小松市向本 折町へ14番 地1、14番 地3	校舎	鉄筋コンクリート・ 鉄骨造陸屋根2階建	1,948.20	
計			13,903.90	